

岐阜県教育委員会の職務権限の特例に関する条例の一部を改正する条例に
ついて

岐阜県教育委員会の職務権限の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成三十一年二月二十六日提出

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県教育委員会の職務権限の特例に関する条例の一部を改正する条例

岐阜県教育委員会の職務権限の特例に関する条例（平成二十六年岐阜県条例第三号）の一部を次のように改正する。

本則中「同項第一号」を「同項各号」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の岐阜県教育委員会の職務権限の特例に関する条例の規定により知事が管理し、及び執行することとなる事務（以下「移管事務」という。）に関し、この条例の施行の際現にその効力を有する教育委員会がした処分その他の行為は、知事がした処分その他の行為とみなす。
- 3 移管事務に関し、この条例の施行の日前に教育委員会に対してなされた申請その他の行為に係る同日以後の法令の適用については、当該行為が知事に対してなされたものとみなす。
（岐阜県文化財保護条例の一部改正）
- 4 岐阜県文化財保護条例（昭和二十九年岐阜県条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

本則（第二条の二を除く。）中「委員会」を「知事」に、「教育委員会規則」を「規則」に改める。

第二条の二中「教育委員会（以下「委員会」という。）」を「知事」に改める。

第四条第五項中「第二項で」を「第二項において」に改める。

第五条の二第五項中「規定による」を削る。

第六条第一項第一号中「き損し」を「毀損し」に改め、同条第五項中「規定による公開」を「公開」に改め、同条第六項ただし書中「規定による」を削り、同条第七項中「前項の」を「前項の規定による」に改める。

第七条の二第六項中「第三項で」を「第三項において」に改め、同条第七項中「すべて」を「全て」に改める。

第七条の八第二項中「前項の」を「前項の規定による」に改める。

第九条の三中「囲さく」を「囲柵」に改める。

第十条の三第一項ただし書中「第十条で」を「第十条において」に改め、「規定による」を削り、同条第二項中「前項の」を「前項の規定による」に改める。

第十一条中「第九十条第一項」を「第九十条第二項」に改める。

第十三条第一項中「十二名」を「十六人」に改め、同条第三項中「学識経験のある者」を「文化財に関して優れた識見を有する者」に改め、同条第四項中「二年」を「二年」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に改め、同条第五項中「終つた」を「終わった」に改める。

第十六条中「に基き」を「の規定により」に改める。

(岐阜県文化財保護条例の一部改正に伴う経過措置)

5 この条例の施行の際現に前項の規定による改正前の岐阜県文化財保護条例第十三条第三項の規定により任命されている委員及び臨時委員は、平成三十一年九月三十日までの間、前項の規定による改正後の岐阜県文化財保護条例第十三条第三項の規定により任命された委員及び臨時委員とみなす。

(岐阜県立学校以外の教育機関の設置に関する条例の一部改正)

6 岐阜県立学校以外の教育機関の設置に関する条例(昭和三十六年岐阜県条例第四号)の一部を次のように改正する。

第四条中「教育委員会が」を「規則又は教育委員会規則で」に改める。

(岐阜県事務処理の特例に関する条例の一部改正)

7 岐阜県事務処理の特例に関する条例(平成十二年岐阜県条例第四号)の一部を次のように改正する。

第二条に次の一項を加える。

3 前項の場合において、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第五十五条第十項の規定により教育委員会が管理し、及び執行する事務とみなされるものに係る別表第二の規定の適用については、同表一の項中「教育委員会」とあるのは「知事」と、同表二の項中「教育委員会規則」とあるのは「規則」とする。

提 案 説 明

文化財の保護に関する事務を知事が管理し、及び執行するため、この条例を定めようとする。